

令和元年度 第11回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年2月6日 木曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 二宮 茂 | 2番 | 阿部 一郎 | 3番 | 吉岩 一三 |
| 4番 | 藤松 美潮 | 5番 | 宇留嶋 雄蔵 | 6番 | 手嶋 辰三 |
| 7番 | 金高 奉宣 | 8番 | 倉永 信裕 | 9番 | 江藤 由之助 |
| 10番 | 藤原 通弘 | 11番 | 佐々木 福司 | 12番 | 小田 敏春 |
| 13番 | 豊田 敏夫 | 14番 | 木村 房雄 | | |

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|-------|----|-------|----|-------|
| 杵築 | 加藤 隆義 | 杵築 | 本多 泰久 | 東 | 本多 隆治 |
| 八坂 | 橋本 政吉 | 八坂 | 伊藤 克実 | 護江 | 岩崎 宏幸 |
| 東山香 | 本林 正 | 中 | 平林 准一 | 山浦 | 岡山 秀徳 |
| 田原 | 野田 由紀 | | | | |

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 岩尾 俊高 | 農地係長 | 藤本 寿美 |
| 管理係長 | 安部 順子 | 農地係主査 | 阿部 清伸 |

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 52号 農地法第3条の申請について
議案第 53号 農地法第5条の申請について
議案第 54号 非農地証明願いについて
議案第 55号 令和2年度農作業標準の設定について
議案第 56号 農地利用集積計画（案）の決定について

| | |
|-------------|---|
| 議長 | <p>それでは、令和元年度第11回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(9 時37分：開始)</p> |
| 議長 | <p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、■委員と、■委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名ではありますが、書記については事務局職員より■並びに■を指名いたします。</p> |
| 議長 | <p>本日の議事案件は、議案第52号から議案第56号までの5議案14件が提出されています。慎重審議をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>まず、初めに「議案第52号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア. 所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>皆さん、おはようございます。農業委員会事務局の■です。本日もよろしくをお願いします。それでは、議案書1ページをごらんください。</p> <p>「議案第52号」「農地法第3条の申請について」。</p> <p>農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>ア、所有権の移転。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、■区、■、譲受人、■区、■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況ともに■、地積■m²、ほか■筆、合計■筆の■m²、譲受人の経営面積は、田■a、畑■aの計■a、理由といたしましては、市外移住のため、及び相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>1番について、■農地委員よりお願いします。</p> |
| ■ 委員 | <p>おはようございます。1番については3条-1の図を参考にしながらご説明します。</p> <p>1月17日、■農業委員と事務局職員と一緒に現地の確認を行いました。</p> <p>申請の土地は、■から■方面へ向かって■を左に入った、■の手前の■枚です。譲受人の■に隣接しており、集積にもなるので非常に良いことだと思います。よろしくご審議をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>1番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。</p> |
| ■ 委員 | <p>■推進委員さんの言うように、土地がまとまって良いと思います。よろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>譲渡人は市外に移住するため、農地整理を行っています。また、譲受人は譲渡人の隣の農地を所有しており、今回、耕作の都合がよく、売買の話もまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■さんの所有農地は、これ以外に約■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件に引っかかる点はありませんので、■さんの農地法第3条第2項</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 次に、2番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田のみ■■■■a、理由といたしましては高齢のため相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 2番について、■■■■農地委員より説明をお願いします。 |
| ■■■■委員 | <p>先月の16日に、事務局の■■■■さんと■■■■さん、そして■■■■委員と現地を確認しました。現地は■■■■の■■■■の信号から200mぐらい入った場所にある、■■■■に挟まれた細長い■■■■になります。■■■■さんが近所で耕作していて、話がまとまったようです。</p> <p>ご審議のほどどうぞよろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | 2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。 |
| ■■■■委員 | ただいまの■■■■委員の説明のとおりです。 |
| 議長 | 続いて、許可基準について事務局より説明願います。 |
| 事務局 | <p>譲受人は譲渡人の近くの農地を耕作しており、今回、耕作の都合がよく、売買の話もまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件に引かかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。以上です。</p> |
| 議長 | 次に、3番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■■、地積■■■■㎡、ほか■■■■筆、合計■■■■筆の■■■■㎡、譲受人の経営面積は田■■■■a、畑■■■■a、計■■■■a、理由といたしましては高齢のため相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 3番について、■■■■農地委員よりお願いします。 |
| ■■■■委員 | <p>16日に事務局職員2人と■■■■農業委員とで現地確認をしました。譲渡人については現在■■■■にいますが、水田及び宅地を売却して、完全に転居するということです。</p> <p>現地を確認したところ、約■■■■ほどの土地で、今までは休耕されていたようですが、きちんと整備されて問題はないと思います。よろしくをお願いします。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 議長 | 3番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。 |
| ■■■ 委員 | ■■■ 委員の説明と相違ございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。 |
| 議長 | 続いて、許可基準について事務局より説明願います。 |
| 事務局 | <p>譲渡人は高齢で管理ができない状況です。また、近いうちに子どものいる■■■への移住を考えています。今回、自宅を含めた売買の話がまとまり、農地のほうは譲受人が、宅地の方は譲受人の息子が購入するようになり、今回の申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件に引っかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 次に、4番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>それでは、議案書2ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■、地積■■■■m²、ほか■筆、合計■筆の■■■■m²、譲受人の経営面積は田■■■■a、畑■■■■a、計■■■■a、理由といたしましては市外在住、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 4番について、 ■■■■ 農地委員よりお願いします。 |
| ■■■ 委員 | 1月16日に事務局職員2名と ■■■ さんと ■■■ さんとで現地確認をしました。場所は ■■■■ の ■■■ を挟んで上に ■ 筆、下に ■ 筆と、 ■■■■ に ■ 筆、全部で ■ 筆です。そのうち2筆は1枚に整理されておりました。今から大豆及び麦、米を作るそうです。よろしくをお願いします。 |
| 議長 | 4番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。 |
| ■■■ 委員 | ただいま ■■■ 委員さんが言われたとおりです。審議よろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | 続いて、許可基準について事務局より説明願います。 |
| 事務局 | <p>譲渡人は高齢で市外に住んでおり管理ができない状態です。今回以前から耕作し、親戚関係になる譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件に引っかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|-------|---|
| 議長 | 次に、5番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 続きまして、番号5番、申請人、譲渡人、[]区、[]、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡、譲受人の経営面積は田[]a、畑[]a、計[]a、理由といたしましては高齢のため、相手方の要望であります。 以上です。 |
| 議長 | 5番について、[]農地委員よりお願いします。 |
| []委員 | おはようございます。1月17日に[]委員さんと職員2人で現地確認に行きました。場所は[]の[]区にあり、[]より20mほど左に入ったところです。譲渡人が高齢により耕作できないのと、譲受人の自宅裏ということもあり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議長 | 5番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。 |
| []委員 | おはようございます。[]推進委員さんの説明どおりです。ご審議のほどよろしくお願いたします。 |
| 議長 | 続いて、許可基準について事務局より説明願います。 |
| 事務局 | 譲渡人は高齢で管理ができない状態です。今回、譲受人の自宅横で耕作の都合もよく、売買の話もまとまったため申請となりました。 なお、[]さんの所有農地は、これ以外に約[]aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 []さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。裏面になります。特に不許可の要件に引っかかる点はありませんので、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。 |
| 議長 | ただいま、「議案第52号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。 |
| 各委員 | なしの声あり。 |
| 議長 | お諮りいたします。「議案第52号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なしの声あり。 |
| 議長 | ご異議なしと認めます。よって、「議案第52号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。 |
| 議長 | 次に「議案第53号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。一般転用の1番について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | おはようございます。事務局の[]です。本日もよろしくお願いします。 それでは、3ページをお願いします。 「議案第53号」「農地法第5条の申請について」、農地法第5条第3項により、下記のとおり |

| | |
|--------|--|
| | <p>許可申請があったので県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>一般転用です。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳、転用者、■■■■区、■■■■、■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地目、■■、地積■■m、合計■■筆の■■mです。申請内容は駐車場用地、申請理由は、自宅に軽自動車1台分の駐車スペースしかないことから、申請地を購入し、来客用の駐車場として使用したいということです。第3種農地になります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 1番について、■■■■農地委員よりお願いします。 |
| ■■■■委員 | <p>1月17日に■■■■農業委員と事務局職員とで現地を確認しました。</p> <p>現地は■■■■を直進し、■■■■に下るところです。道路左側が申請地で道路の右側の2軒目が申請者の自宅です。道路の狭いところですので、駐車場として確保することは非常にいいことではないかと思っています。よろしくお願いします。</p> |
| 議長 | 1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。 |
| ■■■■委員 | ただいま■■■■委員が言われたとおりです。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議長 | 許可基準について、事務局より説明願います。 |
| 事務局 | <p>申請地は、転用者の■■■■さんの自宅東側で家を1軒挟んだ所になります。現在、自身が所有する軽自動車1台を家の前に停めています。自宅にはこの1台分の駐車スペースがなく、子ども達が来た時や来客時に苦慮していました。</p> <p>一方、土地所有者の■■■■さんは、平成30年相続により申請地を取得しましたが、■■■■に住んでいることから管理ができず困っていました。</p> <p>そこで、双方が話し合い、今回の申請となりました。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種中高層住居専用地域が定められていることから第3種農地と判断されます。</p> <p>第3種農地は、原則、転用許可ができる農地になります。</p> <p>農用地区域外の土地であることも確認しています。</p> <p>続いて一般基準です。申請地の東側と南側は■■■■に、西側は■■■■に、北側は■■■■に接していますが、■■■■所有者からの承諾書も添付されていて、今回の転用に問題がないと思われます。</p> <p>次に整備計画です。申請地の周囲を■■■■で囲み、■■■■を敷いて、車■■台分の駐車スペースを確保する計画です。</p> <p>そのため、雨水については、自然浸透と隣接する■■■■へ放流する計画で協議を行っています。</p> <p>整備に対する資金は、全額自己資金で賄う計画で、金融機関からの残高証明書が提出されており確認しています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしているため、今回の申請については許可相当と考えられます。</p> |

| | |
|-------|--|
| | 以上です。 |
| 議長 | 次に2番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 番号2番です。申請人、土地所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳、転用者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■■■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。申請内容は植林用地。申請地を太陽光発電施設に転用しようと雑木や竹を伐採したが、保安林及び地滑り地帯であることが判明したため転用ができず、スギ苗を植えて災害の発生を防ぎたい。第2種農地で一部追認です。 お願いします。 |
| 議長 | 2番について、■■■■農地委員よりお願いします。 |
| ■■■委員 | ■■■地区担当の■■■です。よろしくお願いします。 先月の16日に■■■委員と事務局職員とで現地を確認しました。もともと太陽光の設備を設置するというので、雑木や竹を伐採した状態でしたが、一部保安林や地滑りする可能性があるというところで、設置ができないということで、今後はスギを植えていきたいということです。すぐ下が■■■■で、■■■■でもありますので、なるべく早く植えてもらって元の状態に戻してもらいたいと思っています。ご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議長 | 2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。 |
| ■■■委員 | 今の説明のとおりです。よろしくお願いします。 |
| 議長 | 許可基準について事務局より説明願います。 |
| 事務局 | 転用者の■■■■さんは、■■■■で「■■■■」という会社を営んでいます。2年ほど前に■■■さんから、申請地に太陽光発電施設を設置する転用申請があったのですが、申請地が「保安林」や「地滑り地区」に指定されていることが判明したため、申請書を受理せず、現在に至っていました。しかし、申請地は、転用申請があった時点で、すでに雑木や竹が伐採されており、このままでは災害の危険もあることから、土地所有者や保安林、地滑りを管理する別府土木事務所と協議を行った結果、■■■さんが申請地を買い取り、スギ苗を植え元の山林に戻すことで話がまとまり、今回の申請となりました。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。しかし、今回は先ほども申したとおり、すでに雑木や竹が伐採されていて、災害の危険性があることから、この土地になりました。また、この件に対し■■■さんから始末書の提出もあります。農用地区域外の土地であることも確認しています。 続いて一般基準です。申請地の東側は■■■と■■■と■■■に、南側は■■■■の地目は■■■、現状は■■■■の■■■に、西側は■■■と■■■と■■■に、北側は■■■に接していて、■■■■以外の■■■の所有者からの承諾書をいただいていますので、今回の転用については問題がないと思われます。 次に植林計画です。申請地にスギの苗■■■本を植栽する計画です。 また、植林に対する資金計画は、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金通帳の写しが |

| | |
|--------|--|
| | <p>太陽光発電施設を計画しています。計画での出力は50kWを超えていますが、パワーコンディショナーを設置しますので、九州電力との契約は50kW未満の低圧契約となり、また九州電力からの工事費負担金請求書が添付されていて転用は確実と思われます。</p> <p>雨水については、バラスを敷きパネルを設置するため、今までどおり自然浸透を主とし、下流に位置する北側に250mmのベンチフリューム管を新設し、集水枡を経て周囲の太陽光施設が排水しているU字溝につなげる計画です。</p> <p>また、資金計画につきましては、全額自己資金で賄う計画で、金融機関からの残高証明書が提出されており確認しています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしているため、今回の申請については許可相当と考えられます。</p> |
| 議長 | 5条には一般転用と地上権、借地権などがあります。今日は地上権と借地権の説明を含めて地上権の4番の説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>番号4番です。</p> <p>地上権設定であります。申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳。転用者、■■■■、■■■■、■■■■、設立■■年。</p> <p>申請の土地、大字■■■字■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、合計■■筆の■■■■㎡です。申請内容は太陽光発電施設用地、申請理由は申請地に太陽光発電施設を設置し、隣接する農業用ハウスで使用する電力を賄いたいということです。</p> <p>第3種農地になります。</p> <p>それでは補足します。法律で土地を借りる借地権といわれる権利には、賃借権と地上権の2つがあります。賃借権は債権で、地主の承諾を得た上で土地を間接的に支配できる権利です。地上権は物件で、物を支配する権利であり、土地を直接的に支配する権利です。</p> <p>次に賃借権は増築や建替え、第三者に譲渡、賃貸などする際は地主の承諾を必要とします。地上権は増改築や建替えなどするときに地主の承諾なしで自由に実行できる権利になります。また、賃借権は、登記簿の載せるためには地主の承諾が必要であり、通常は登記されていません。地上権は土地の登記を行うことができまして、これは地主には登記の協力義務があります。客観的に言いますと、賃借権より地上権のほうが強いというような権利になります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 4番について、■■■■農地委員よりお願いします。 |
| ■■■■委員 | 先ほどと同じく16日に事務局職員2名と■■■■委員と4名で確認を行いました。これは戦後、食料難の時代に開拓地であった場所です。現在はハウスが建っておりますが、ここはオーガニック野菜とか無農薬栽培をしています。その隣接地に太陽光発電を設置して、自分のハウスの電力を賄うということです。売電の意思はないことの確認もいたしました。一段下がった土地ですが、非常に太陽の光が当たる場所だと確認をしています。ご審議のほどよろしくをお願いします。 |
| 議長 | 4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。 |
| ■■■■委員 | 太陽光を設置する横の土地も■■■■さんの土地ということで、問題はないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。 |
| 議長 | 許可基準について事務局より説明願います。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>転用者の■■■■■は、■■■■■で■■■■■をはじめ、■■■■■による発電事業、■■■■■、農産物の生産・加工・販売など、幅広い事業を行っています。また、現在は、■■■■■地域の■■■■■地区で大規模な太陽光発電施設を建設中の会社です。</p> <p>今回は、申請地と隣接する農業ハウス、■■■■■筆に対し、1年更新の賃貸借契約に基づく地上権設定契約を締結し、ハウスで使用する電力を賄うための太陽光発電施設を設置するものです。</p> <p>まず、立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。そのため、代替地の検討も行いましたが、申請目的がハウスで使用する電力を賄うことから、申請地はハウスに隣接していること、日当たりがよいこと、必要な面積が確保できること、地権者との合意が得られたことから決めたようです。また、農振除外申請を行い、令和元年6月21日に認められています。</p> <p>続いて一般基準です。申請地の周囲は農業ハウスと■■■■■と■■■■■、■■■■■に接し、隣接する■■所有者■■名からは承諾書をいただき、残り■■名は所在が不明なため承諾書がありませんが、代わりに今回の転用で問題が生じた場合は、転用者が責任を持って対応する旨の書面があります。</p> <p>次に整備計画です。本日配付した資料の中に、■■■■■、■■■■■という一覧表がありますが、これを見ながら説明したいと思います。</p> <p>申請地にパネル枚数■■■■■枚・発電出力■■■■■kWの太陽光発電施設を計画しています。また、発電された電力は全てハウスで使用し、余剰電力は蓄電し夜間などに使用するだけで、売電はしないということです。</p> <p>このハウスは、鉄骨造ビニール板葺平屋建■■■■■㎡で、地権者が平成10年に■■■■■を目的に建てた物です。しかし、■■■■■の価格が下がったことなどから3年前に栽培をやめたものを、2年前に■■■■■が借り受け、現在では■■■■■などの野菜を無農薬で栽培し、市場へは出荷せずに、全て■■■■■の系列会社が経営するレストランなどで消費しているそうです。また、現地は、ほぼ平らな土地であることから簡単な整地を行い、バラスを敷いてパネルを設置する計画で、雨水につきましては自然浸透と、周囲を240mmのU字溝で囲み、U字溝を経て隣接する■■■■■へ放流する計画で建設課と協議を行っています。</p> <p>資金計画につきましては、全額自己資金で賄う計画で、金融機関からの残高証明書が提出されており確認しています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしているため、今回の申請については許可相当と考えられます。</p> <p>補足です。1年更新の契約ですが、契約書には「契約期間の満了により、本契約が終了する場合は、契約期間満了後3ヶ月以内に、転用者が本件土地上の設置物を撤去し、原状復帰して地権者に引き渡す」と記載されています。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、「議案第53号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員</p> |

| | |
|-----|---|
| | による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。 |
| 委員 | 4番の1年ごとの更新で異議がないときは自動更新するとは、どういう事ですか。 |
| 事務局 | この件は、2年前に賃借権契約を結んでいます。その時の話を聞きましたら、3年ほど前からハウス栽培をやめていて、ハウス自体が大分傷んでいたらしいです。も農業は初心者だったため、一応1年の契約としたそうです。その後、ビニールハウスの補強をして、野菜も自社消費していることや、今回の太陽光ができればプラスアルファの価値が付きまますので、契約を更新していきたいということです。2年前にハウスを開設するときには将来的な予定が立たなかったことから、1年更新にしたということと聞いています。 |
| 議長 | 他にないですか。よろしいですか。 |
| 各委員 | 異議なしの声有り。 |
| 議長 | なければこれにて討論を終結いたします。 |
| 議長 | お諮りいたします。 「議案第53号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なしの声あり。 |
| 議長 | ご異議なしと認めます。よって、「議案第53号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。 |
| 議長 | 次に「議案第54号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | それでは5ページをお願いします。 「議案第54号」「非農地証明願いについて」、農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番になります。申請者、区、被相続人、代表相続人、。申請の土地、大字字、地目、地積㎡、合計筆の㎡です。申請地の状況は雑種地です。転用または耕作放棄された理由は、父親が昭和50年以前に家を建てる際、無断で住宅用地として使用してしまった。現在は、その住宅を取り壊し、進入路や駐車場として使用しているということです。 以上です。 |
| 議長 | 1番について、農地委員よりお願いします。 |
| 委員 | おはようございます。現地は、の寄りの交差点から、方向へ500m入って、の道を隔てた反対側になります。 1月16日に事務局の方2名と委員と現地確認を行いました。現在は更地状態で、隣が田になります。ただし、1m以上低い田で、現在は休耕状態です。しっかりした擁壁をして土を入れているという感じの状態です。隣の農地も休耕でもありますので、影響はないと思います。 ご審議のほどお願いします。 |
| 議長 | 1番について、農業委員よりご意見があればお願いします。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 今、委員さんが言ったとおりです。よろしくお願いします。 |
| 議長 | 証明書発行基準について事務局より説明願います。 |
| 事務局 | <p>現地を1月16日に農地委員と農業委員とで確認しました。</p> <p>被相続人のさんが平成19年に亡くなっていますので、のさんを代表相続人として今回申請を行っています。</p> <p>申請地は、亡くなったさんが、少なくとも昭和50年以前に家を建てる際、宅地が狭かったことから、宅地に隣接するを無断で潰し、家を建ててしまったようです。その後はこの家も取り壊され、今では進入路や駐車場として使われています。この件に対しましては、さん名で始末書が提出されています。</p> <p>これは証明書発行基準留意事項第4の5、平成24年5月11日付農地振第160号「現況証明書の発行基準要領の改正について」が施行された時点で非農地化後20年以上経過しており、中略しますが、「農業委員会がその土地の現況、農地に復元することにより失われる経済的な利益、農地等以外のものになった経緯等を総合的に考慮し、農地に復元することが適当ではないと判断した土地については、証明書を発行できるものとする」に該当します。</p> <p>農用地区域外の土地であることも確認しています。今後農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。以上の事から非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。今後の予定ですが、このまま進入路・駐車場として管理したいとのことです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 続いて、2番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>番号2番です。申請者、区、。申請の土地、大字字、地目、地積m²、ほか筆、合計筆のm²です。申請地の状況は山林と雑種地です。転用又は耕作放棄された理由は、字は、人手不足とイノシシ被害のため、平成元年頃に耕作を断念したことで竹が生い茂ってしまった。</p> <p>字は、同じ頃に駐車場が狭かったことから、自宅前の畑を無断でつぶし駐車場として使用してしまったということです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 2番について、農地委員よりお願いします。 |
| 委員 | <p>1月16日に委員と事務局職員とで現地確認を行いました。場所はのの信号を方面に4kmほど上がったところにあります。自宅のすぐ斜め下になり、耕作放棄のため竹が生い茂ってしまったということです。</p> <p>字は、自宅のすぐ前になり、を潰して駐車場にしてしまったということです。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いします。</p> |
| 議長 | 2番につきましては、農業委員よりご意見があればお願いします。 |
| 委員 | <p>委員の説明とおりです。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長 | 証明書発行基準について事務局より説明願います。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>現地を1月16日に■■■■農地委員と■■■■農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地の字■■■■につきましては、農地法第30条第3項第1号の判断結果にて、平成24年3月に農地管理に関する通知を送付済みの土地です。</p> <p>字■■■■の土地は、平成元年頃に人手不足とイノシシ被害が激しかったことから耕作を断念してしまい、現在では竹が生い茂った状況です。また、字■■■■の土地は、同じく平成元年頃に、自宅の庭が狭く駐車場が不足していたことから、無断で■■■■にコンクリートを張り駐車場として使用してしまったようです。この事に対しましては、申請者から始末書が提出されています。</p> <p>その為、字■■■■につきましては、証明書発行基準第2の4「森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当し、字竹ノ本につきましては、証明書発行基準留意事項第4の5、平成24年5月11日付農地振第160号「現況証明書の発行基準要領の改正について」が施行された時点で非農地化後20年以上経過しており、中略しますが、「農業委員会がその土地の現況、農地に復元することにより失われる経済的な利益、農地等以外のものになった経緯等を総合的に考慮し、農地に復元することが適当ではないと判断した土地については、証明書を発行できるものとする」に該当します。</p> <p>農用地区域外の土地であることも確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上の事から非農地証明書の発行が可能な土地だと考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、このまま山林、駐車場として管理したいとのことです。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、「議案第54号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p> |
| 各委員 | <p>なしの声あり。</p> |
| 議長 | <p>お諮りいたします。「議案第54号」、「非農地証明願いについて」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | <p>異議なしの声あり。</p> |
| 議長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第54号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。</p> |
| 議長 | <p>次に「議案第55号」「令和2年度農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>■■■■の■■■■です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案書6ページから8ページをごらんください。</p> <p>「議案第55号」「令和2年度農作業標準料金の設定について」、下記のとおり、令和2年度農作業標準料金について設定を行いたいので、意見を求めるものです。</p> <p>1月21日に検討会を開催しました。検討会の構成員は会長、副会長、杵築・山香・大田、各地区の代表委員、農林課長、活性化センター所長、事務局です。</p> <p>内容につきましては、7ページ、「令和2年度農作業標準料金一覧表」をごらんください。作業料金につきましては、税抜価格となります。</p> <p>金額も昨年度と変更ありません。</p> <p>次の8ページについては、「個別乾燥水分加算金表 30kg当たりの価格」となっております。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>この作業料金は標準ですので、耕作条件等により当事者間の契約の参考としていただくものになります。</p> <p>施行日は、令和2年4月1日の予定です。</p> <p>ちなみに、本日、承認をいただきましたら、その後、施行日に合わせて市のホームページでも公表いたします。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | ただいまの提案について、ご意見・ご質疑はございませんか。 |
| 委員 | これ、税別になっているけど、税込みのほうがいいのではないか。 |
| 事務局 | 表記の仕方が税抜きとすることとなっていますので、敢えて税抜き表記としています。 |
| 委員 | わかりました。 |
| 議長 | 他にないですか。 |
| 委員 | これは杵築市だけの金額ですか？ |
| 事務局 | 杵築市だけです。各市町村で標準料金の設定があります。 |
| 委員 | 価格の設定などは、どういう基準で決めたのか。 |
| 事務局 | 検討会の中に、委員、会長は委員として、副会長は委員として入っていただいています。他には農林課長と活性化センターの所長です。 |
| 議長 | 他にありませんか。 なければこれにて討論を終結いたします。 |
| 議長 | お諮りいたします。「議案第55号」「令和2年度農作業標準料金の設定について」、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 異議なしの声あり。 |
| 議長 | ご異議なしと認めます。よって、「議案第55号」「令和2年度農作業標準料金の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。 |
| 議長 | 次に「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 ア、利用権の設定の2番については、「農業委員会に関する法律第31条」「議事参与の制限」に抵触しますので、委員には退出していただきたいと思います。 |
| | <委員 退出> |
| 議長 | それでは、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>それでは、議案書9ページをごらんください。</p> <p>「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」。農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、区、区、借人、区、区、歳。</p> <p>申請の土地になります、大字字、地番、地目、地積mi、ほか筆、合計筆のm²。設定期間は年新規で、借人の経営面積は、田のみaです。</p> |

| | |
|-----|--|
| | 以上です。 |
| 議長 | それでは、「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の2番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。 |
| 各委員 | なしの声あり。 |
| 議長 | お諮りいたします。「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の2番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なしの声あり。 |
| 議長 | ご異議なしと認めます。よって、「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の2番は、これを承認することに決めます。 |
| 議長 | それでは「議事参与の制限」が解かれた■■■■委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。 |
| | <■■■■委員 入室> |
| 議長 | 次に「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 続きまして、番号1番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡。設定期間は■■年新規で、借人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、計■■■■aです。 以上です。 貸し手農家数■■戸、借り手農家数■■戸、利用権設定面積が全部で■■■■㎡です。 以上です。 |
| 議長 | それでは、「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。 |
| 各委員 | なしの声あり。 |
| 議長 | お諮りいたします。「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | 異議なしの声あり。 |
| 議長 | ご異議なしと認めます。よって、「議案第56号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番については、これを承認することに決めます。 |
| 議長 | これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しました。 以上をもちまして、令和元年度第11回杵築市農業委員会総会を閉会します。 |
| | (10時38分：終了) |